

オンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問書

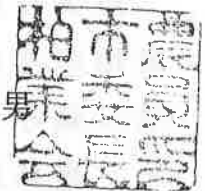


柏農委第197号
平成28年 5月19日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

柏市農業委員会
会長 相 模

農夫男



オンライン結合により保有個人情報を提供したいので、柏市個人情報保護条例第12条第1項の規定により次のとおり諮問します。

オンライン結合に係る個人情報取扱事務の名称	農地台帳関連事務
オンライン結合に係る個人情報取扱事務の概要	平成26年4月に施行された改正農地法第五十二条の二、第五十二条の三、並びに農地法施行規則第百四条、農地法運用通知第6の第2項に基づき、農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、公表するもの。情報の逐次更新と、他行政機関との情報利活用を可能にするため、システムはクラウド上へ構築される。
オンライン結合により提供する保有個人情報の項目	農地に関する情報（農地所有者又は借受者における世帯員の氏名、住所、年齢、生年月日、従事日数、賃貸借情報、農業委員会の業務における情報）
オンライン結合による保有個人情報の提供先	全国農業会議所、千葉県農業会議、千葉県、農地中間管理機構
オンライン結合による保有個人情報の提供先における利用目的	農地集積・集約化の推進。行政調査等のシステム化。
提供しようとする理由	農地法における農地台帳の公表義務にかかる費用および作業負担を軽減するため。農業委員会事務局の調査・報告業務の省略化を行うため。
技術的な安全保護の措置の概要	農地情報公開システムは計画段階から内閣官房 IT 総合戦略室の指導を受けており、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」や「個人情報の保護に関する法律」に準拠している。LGWAN ネットワーク、SSL 通信、閉域網ネットワークの利用。
担 当 部 署	農業委員会事務局
備 考	



農地情報公開システム（フェーズ２）について

柏市農業委員会事務局

農業の現状は、農業者および農業生産額の減少、高齢化、耕作放棄地の増加などの傾向が続いている。このような中、農林水産省は取り組みのひとつとして、正確な農地情報の整備と活用を進めるため、農業委員会が整備している「農地台帳」について農地法の改正を行った。改正農地法の中で農業委員会は、農地台帳の整備のみならず、農地の地図および一部情報について、インターネットでの公表を義務づけられた。農地情報を担い手等に公表することで、農地の活用を進めようとするものである。

以上の経緯により、農地情報等を公表するためのシステムが国主導で構築された。これを「フェーズ１システム」と呼ぶ。フェーズ１システム構築への作業は、全国農業会議所との委託契約に基づき行っており、既に完了している。

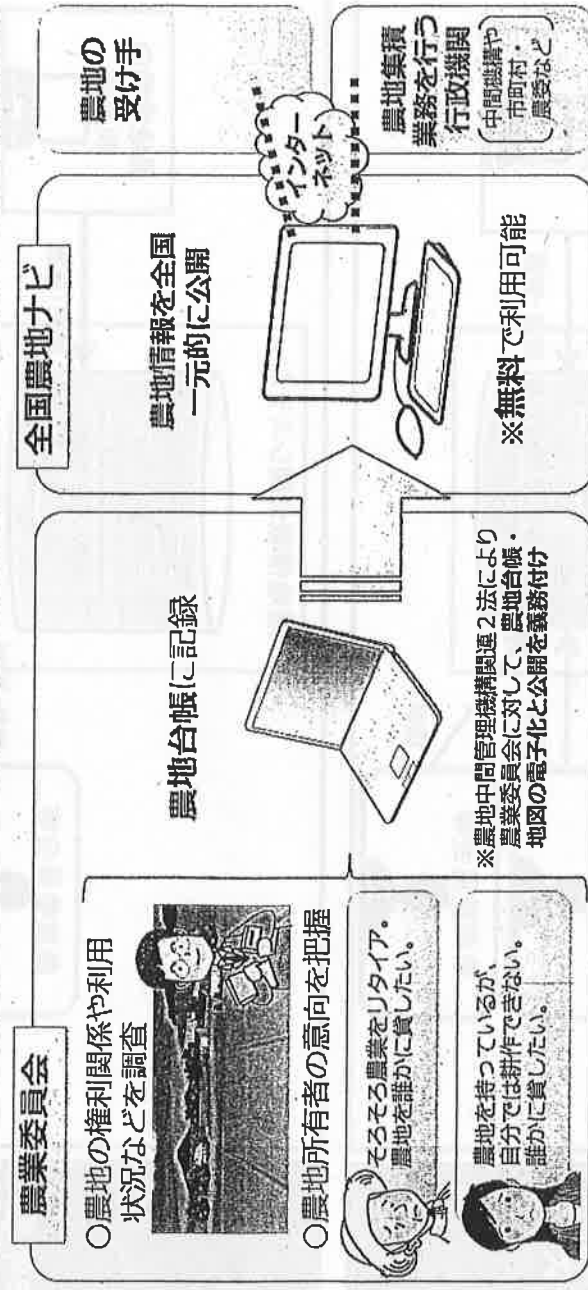
フェーズ１システムで農地情報の公表義務は果たせたが、担い手に公表した情報を活用してもらうためには、情報を逐次更新する必要がある。そこで国が計画したのが「フェーズ２システム」である。フェーズ２システムは非公開情報を含む農地台帳全てをクラウド上に構築することにより、フェーズ１システムと連携できるようになり、修正した情報がリアルタイムで公表できるようになる仕組みである。さらに農地中間管理機構や国、県も一部情報につきアクセスできるようになるため、農地集積の促進や、農業委員会事務局の調査・報告業務の省力化にもつながることとなる。フェーズ２システムは現在整備中であり、今年度に作業が終了する予定である。

1-2 背景(農業情報公開システム整備事業に求められるもの)

農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化業務を支援する観点から、平成25年12月に農地法が改正され、全ての農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む。以下、「農業委員会等」という。)

に管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネット又はその他の方法により公表することが法律上義務付けられました。

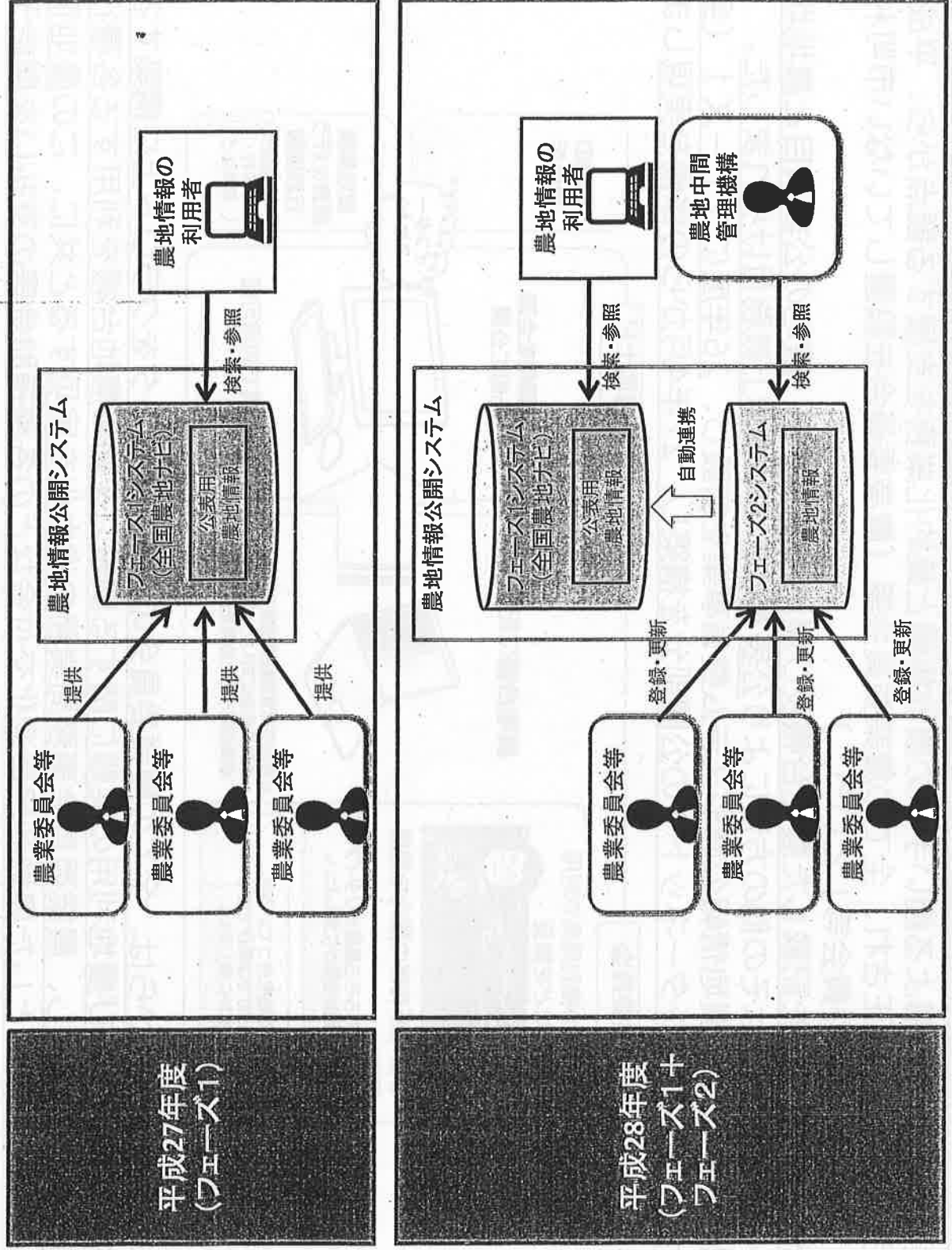
農林水産省は、農地情報公開システム整備事業を新設し、26年度にフェーズ1(全国農地ナビ)としてインターネットでの公開部分を構築し、27年4月からの稼働を実現しました。



また、28年4月からは、全ての農業委員会の農地台帳データをクラウド上に構築することにより「担い手及び農地利用の実態に関する調査」を始め農地台帳を利用する各種行政調査等をシステム化し、農業委員会事務局業務の省力化を実現すると共に、この農地情報公開システムを前提とした農地利用最適化交付金などの各種補助金等の支払いを開始予定です。

10 農地情報公開システムでのデータの流れ

農地情報公開システム（フェーズ2構築後）では、各農業委員会等がフェーズ2システムに登録・更新したデータがフェーズ1システムに自動連携し、公表用農地情報となります。



政府レベルの情報セキュリティ対策を講じています

農地情報公開システムは、計画段階から内閣官房IT総合戦略室の指導の下、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）（平成26年5月19日付）情報セキュリティ政策会議決定）」や「個人情報保護に関する法律」第2条第1項に準拠しており、政府レベルで最高水準のネットワーク構成やセキュリティレベルが確保されています。

